



蕨市水道部告示第22号

令和 8年 6月22日

下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

蕨市水道事業

蕨市長 頼 高 英 雄

記

1 入札対象工事

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|----------|--------|---------------|---------|---------------|--------|---------------|---------|---------------|---------|--------------|------|------------|---------|------------|--------|------------|---------|------------|---------|------------|----|------------|----|------------|-----|-----------|----|
| (1) 工 事 名 | 第98号ほか配水管布設替工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 工事場所 | 蕨市中央1丁目35番先ほか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 工事期間 | 契約締結日から令和 9年 7月30日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 設計金額 | 256,718,000円（消費税及び地方消費税額を含む） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 工事概要 | <table border="0"><tr><td>管更生工φ250</td><td>30.76m</td></tr><tr><td>DIP-GXφ250布設工</td><td>100.97m</td></tr><tr><td>DIP-GXφ200布設工</td><td>11.75m</td></tr><tr><td>DIP-GXφ150布設工</td><td>131.97m</td></tr><tr><td>DIP-GXφ100布設工</td><td>124.69m</td></tr><tr><td>給水管切替工φ20～50</td><td>18箇所</td></tr><tr><td>DIPφ250撤去工</td><td>100.30m</td></tr><tr><td>DIPφ200撤去工</td><td>11.60m</td></tr><tr><td>DIPφ150撤去工</td><td>131.20m</td></tr><tr><td>DIPφ100撤去工</td><td>116.80m</td></tr><tr><td>仕切弁設置工φ250</td><td>3基</td></tr><tr><td>仕切弁設置工φ150</td><td>3基</td></tr><tr><td>仕切弁設置工φ100</td><td>16基</td></tr><tr><td>消火栓設置工φ75</td><td>2基</td></tr></table> | 管更生工φ250 | 30.76m | DIP-GXφ250布設工 | 100.97m | DIP-GXφ200布設工 | 11.75m | DIP-GXφ150布設工 | 131.97m | DIP-GXφ100布設工 | 124.69m | 給水管切替工φ20～50 | 18箇所 | DIPφ250撤去工 | 100.30m | DIPφ200撤去工 | 11.60m | DIPφ150撤去工 | 131.20m | DIPφ100撤去工 | 116.80m | 仕切弁設置工φ250 | 3基 | 仕切弁設置工φ150 | 3基 | 仕切弁設置工φ100 | 16基 | 消火栓設置工φ75 | 2基 |
| 管更生工φ250 | 30.76m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIP-GXφ250布設工 | 100.97m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIP-GXφ200布設工 | 11.75m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIP-GXφ150布設工 | 131.97m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIP-GXφ100布設工 | 124.69m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水管切替工φ20～50 | 18箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIPφ250撤去工 | 100.30m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIPφ200撤去工 | 11.60m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIPφ150撤去工 | 131.20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DIPφ100撤去工 | 116.80m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕切弁設置工φ250 | 3基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕切弁設置工φ150 | 3基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕切弁設置工φ100 | 16基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消火栓設置工φ75 | 2基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 適 要 | 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 入札手続等の方法

- (1) この工事は、入札参加の申し出、資格確認通知及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事である。
- なお、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は蕨市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）及び同運用要領による。
- (2) 当該入札に参加する者で紙入札を希望する者は、運用基準7-1に定める「紙入札方

式参加申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

3 入札に参加できる者の形態

企業単体とする。

4 入札に参加できる者に必要な資格

令和7・8年度蕨市指名競争入札参加資格者名簿の土木工事業に登録されている者で、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和7・8年度蕨市指名競争入札参加資格審査申請時に用いた経営事項審査結果の土木工事業に係る総合評定値が800点以上の者。（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行った者については、手続開始決定の通知後に、経営事項再審査を受け、蕨市指名競争入札参加再審査申請の提出を行った者に限るものとし、総合評定値は再審査のものによるものとする。）ただし、蕨市内に本店を有する者については、総合評定値の下限を設けない。
- (3) 本告示日現在において、蕨市・戸田市・川口市・さいたま市のいずれかに本店・営業所等を有し、かつ、営業所等を有する場合は契約締結の権限を委任された代理人の届出をしている者。
- (4) 本告示日から入札日までの期間において、蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (5) 平成28年度以降に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。）又は地方公共団体が発注した埼玉県内における土木一式工事で、請負契約金額が1億円以上の工事の元請として施工した実績を有する者。その施工実績が特定建設工事共同企業体によるものである場合は、代表構成員として請け負ったものに限る。ただし、蕨市内に本店を有する者については、その実績を問わない。
- (6) 平成28年度以降に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。）又は地方公共団体が発注した土木一式工事で、請負契約金額が1億円以上の工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者を、専任の主任技術者又は監理技術者として配置できる者。ただし、蕨市内に本店を有する者については、その実績を問わない。

5 入札参加資格申請書の提出（事前提出事後審査型）

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料（以下「資格確認申請書」という。）を次により提出しなければならない。

(1) 資格確認申請書の提出

ア 提出方法 システムにより提出する。

※システムに添付するファイルには、代表者の押印は要りません。

必要事項を入力したファイルを、そのまま添付してください。

イ 締切日時 令和 8年 7月 6日 正午まで

- (2) 入札に参加を希望する者は、前項の規定に基づき資格確認申請書の提出と合わせて、当該申請書の記載事項を証明する書類等を、下記の方法により提出しなければならない。なお、提出締切日時までに提出のない者は、無効とする。

ア 提出を要する書類

- 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式３－１号）
- 一般競争入札参加資格等確認資料（様式３－２号）

※システムに添付したファイルをプリントしたものを提出してください。

イ 施工工事を証する根拠資料

- C O R I N S 登録のカルテ又は契約書等の写し
- 工事概要書、施工図面等の写し

ウ 配置予定の技術者の資格及び従事した施工経歴の根拠資料

- 技術検定合格証書及び監理技術者資格者証（平成１６年３月１日以降の交付の場合は監理技術者講習終了証も必要）の写し
- 従事した工事に関するC O R I N S 登録のカルテ等の写し
- 工事概要書、施工図面等の写し

エ 提出方法

入札参加を希望する者の名称、工事名、郵送する書類の目録、郵送する書類の頁数、発送年月日を記録した書面を同封のうえ、簡易書留等の配達記録が残るものを必ず利用して郵送する。

オ 提出先

蕨市中央２丁目１０番６号 蕨市水道部業務課庶務経理担当

カ 提出締切日時

令和 ８年 ７月 ６日 午後５時００分（必着）

（３）資格確認申請書の受理

資格確認申請書を受理した場合は、電子入札参加者についてはシステムより、紙入札参加者についてはF A Xにて通知する。

（４）入札参加資格確認

入札参加資格の確認は、開札後、落札候補者についてのみ行う。

6 設計図書等

（１）設計図書、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、本告示にあわせ入札情報公開システムに掲載するファイルをダウンロードすること。

（２）現場説明会は行わず、設計図書等に関する質疑応答はシステムで行うものとする。

7 入札書の締切日時 令和 ８年 ７月 14 日 午後１時００分

8 開札日時 令和 ８年 ７月 14 日 午後１時３０分

9 入札に関する注意事項

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札回数は２回までとする。なお、初度入札に参加しない者は、再入札に参加することはできない。

（３）再入札は、初度入札の開札日に実施するものとし、再入札書の締切時間及び開札時間

は入札結果通知にあわせて通知する。

(4) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者がした入札
- イ 明らかに連合によると認められる入札
- ウ 虚偽の資格確認申請書又は根拠資料を提出した者がした入札
- エ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(5) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札書締切日時において参加資格がない者がしたものは、無効とする。

(6) その他

- ア この入札に参加する者が1人以下であるときは、入札を執行しない。
- イ この公告に示す入札の締切日時までにシステムに入札書が到着しない場合は、入札を辞退したと見なす。
- ウ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書を提出した後、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合等、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間に限り入札辞退届を受け付けるものとし、当該入札書を無効扱いとする。
- エ この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期、若しくは取りやめることがある。

1 0 特記事項

この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

1 1 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における再入札に参加すること及び落札者がなかった場合において随意契約の相手となることはできない。)

1 2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をしたものが2者いる場合は、落札候補者の決定を保留したうえで、電子くじにより落札候補者及びその次の順位の者を決定するものとする。なお、同額の入札を行った入札参加者が3者以上の場合は、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の審査結果が、資格を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。
- (3) 当該落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、その者を失格とし、次に低い

価格をもって申込みをした者を落札候補者として審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

(5) 落札候補者の入札参加資格審査の結果については、令和 8 年 7 月 16 日 (木) までに、通知するものとする。

(6) 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに疑義があるときは、令和 8 年 7 月 21 日 (火) までに、その理由について書面にて問い合わせることができる。

1.3 入札保証金及び契約保証金

蕨市契約規則 (昭和 45 年規則第 41 号) 及び請負契約に係る履行保証等取扱要領の規定による。

1.4 支払条件

(1) 前金払 する。(その額は契約金額の 40% 以内で 1 億円を限度額とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。)

(2) 部分払 しない。

1.5 契約条項等の閲覧

蕨市契約規則、蕨市建設工事請負契約約款、蕨市公共工事等電子入札運用基準及び蕨市公共工事等電子入札運用要領等については、

蕨市ホームページ (<http://www.city.warabi.saitama.jp>) 及び水道部業務課庶務経理担当において閲覧することができる。

1.6 その他

(1) 提出された資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.7 問い合わせ

蕨市水道部業務課庶務経理担当

電話番号 048-431-3507 (直)